

平成30年度 障害のある人のための職業訓練(委託) ご協力いただける企業・団体を募集

千葉県立障害者高等技術専門校

千葉県では、企業・団体を委託先とする障害のある人を対象の職業訓練事業を実施しています。
この訓練は、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて実施する公共職業訓練です。

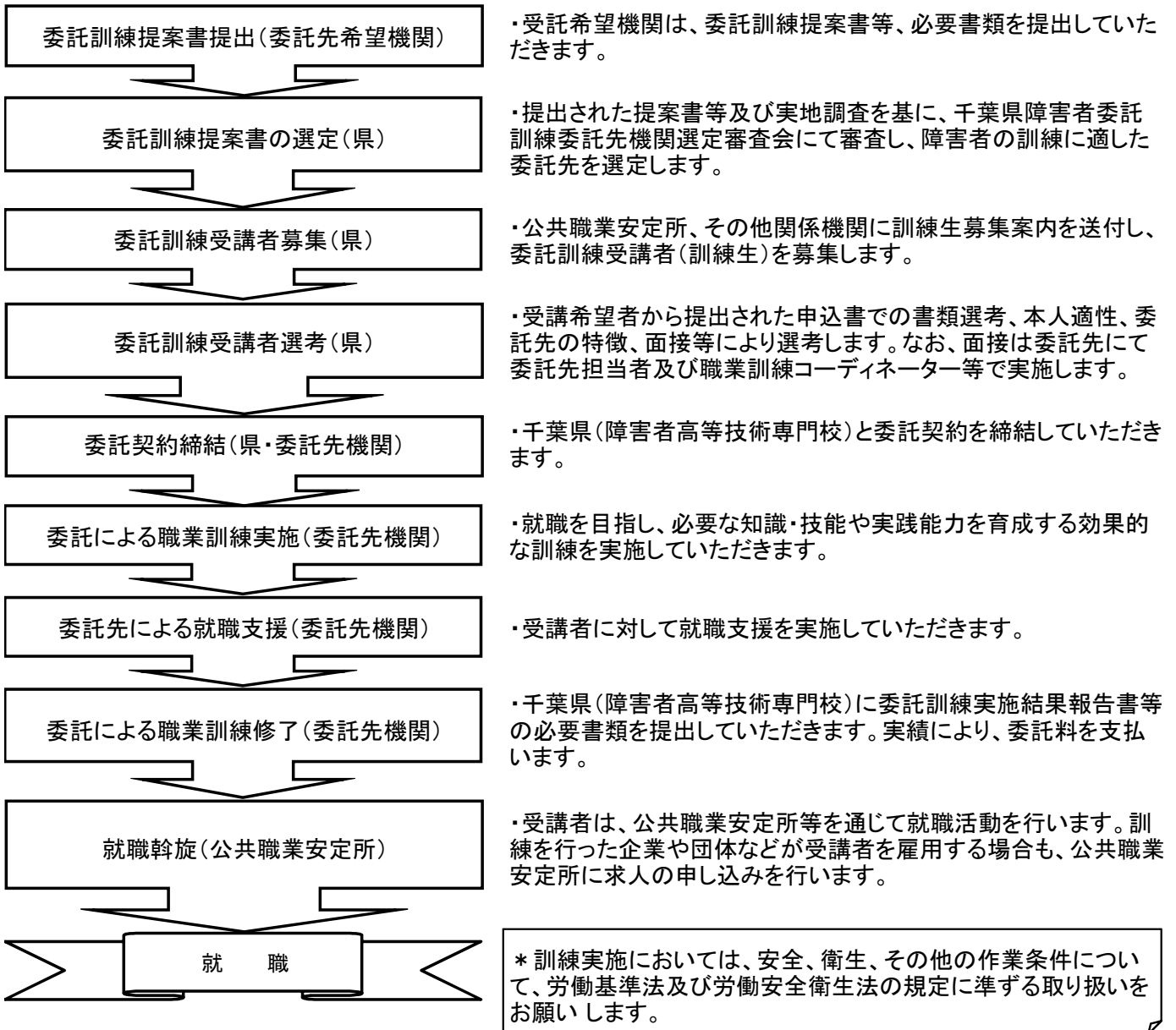
職業訓練(委託)とは

障害のある方の就職を促進するため、地域の企業や社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等に訓練を委託して、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力の育成を図るものです。

募集訓練コース

内容／訓練コース名	PC技能習得コース	特別支援学校早期訓練コース(座学型)
訓練対象者	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病などを有する方 (※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者。または公的機関等による判定書や診断書、及び主治医の意見書などにより、障害を有することの証明がある方) ○公共職業安定所に求職登録をしている方 ○原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方 ○職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方 ○障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方	高等学校もしくは特別支援学校高等部3年生で10月1日の時点で就職が内定していない就職希望の方
訓練内容	就職に有用なパソコンの活用能力やITに関する知識・技能の習得を目指す。	ヘルパー資格など特別支援学校生徒の就職へ向けて有用な資格取得を目指す。
委託先	社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等	
訓練実施時期	平成30年5月1日～平成31年3月15日の期間内で開始月を決めて実施する。	
訓練期間	2か月 または 3か月 障害特性により、6か月以内でお願いする場合がある。(裏面 ※1参照)	
訓練時間	9:00～17:00を標準として任意に設定	
指導形態	集合訓練 または 個別訓練	
標準訓練時間数	100時間/月	
(最低訓練時間数)	(80時間/月)	
受講者選考方法	書類選考及び面接により受講者を決定する。	
委託料等	<委託料> 原則、受講者1人当たり上限64,800円/月(税込) ※委託訓練修了後、実績により支払う。訓練生の中途退校等により、減額される場合がある。 <就職支援経費> 就職による退校、又は訓練修了後90日後以内に就職(内定)した場合、就職者1人当たり21,600円(税込)を委託先機関に支払う。	
募集期間	平成29年10月31日(火)から11月30日(木)17:00まで * 郵送の場合は当日消印有効	
応募方法	別紙指定様式に必要事項を記入の上、千葉県立障害者高等技術専門校へ提出	
委託先選考方法	書類審査及び実地調査を行い、千葉県障害者委託訓練委託先機関選定審査会において選定	

<委託訓練フロー図>



<委託先機関にお願いする業務>

- 受講者(訓練生)の指導
- 受講者(訓練生)の出席状況、訓練状況、就職状況の把握
- 委託訓練実施結果報告書、出席簿等の書類提出等

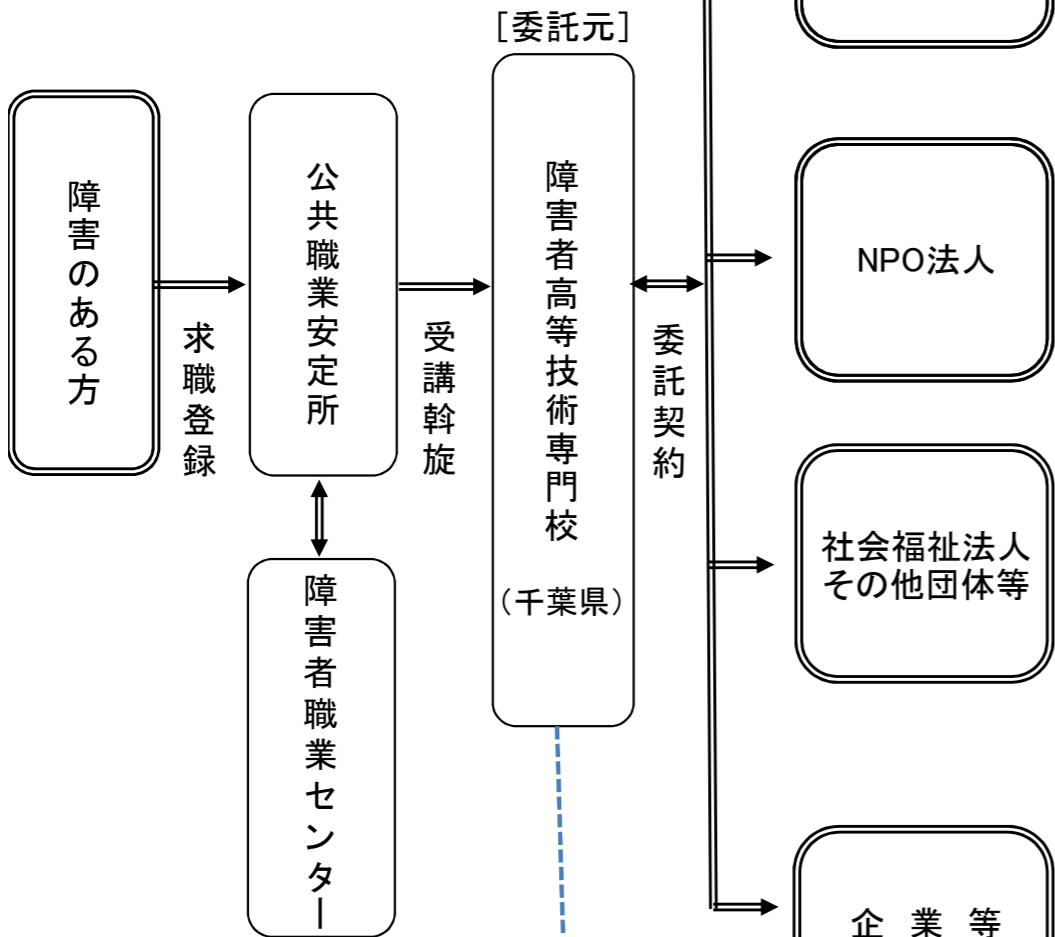
(※1) 1日の訓練時間を、通常訓練時間の半分程度にして実施する。なお、委託費の上限は3か月まで。
例) 訓練期間3か月、1日の訓練時間は6時間であるが、訓練期間を6か月、1日の訓練時間を3時間として実施する。

◎提案書の提出及びお問い合わせ、ご相談は下記までお願いします。

〒266-0014 千葉県千葉市緑区大金沢町470
千葉県立障害者高等技術専門校 相談支援課 委託訓練担当 : 高瀬
TEL:043-291-7744 FAX:043-291-7745

障害者委託訓練事業スキーム

- ☆PC技能習得コース
- ☆作業実務コース
- ☆デュアルシステムコース
- ☆企業実践コース
- ☆特別支援学校早期訓練コース



- 委託元(障害者高等技術専門校)の役割
- 千葉県障害者委託訓練事務局
障害者委託訓練に関する事務手続き等
 - 職業訓練コーディネーター(障害者高等技術専門校)
職業訓練カリキュラム等のコーディネート等
 - 職業訓練コーチ(障害者高等技術専門校)
障害のある方の職業訓練における支援等

[委託先]

民間教育機関

NPO法人

社会福祉法人
その他団体等

企業等

- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の企業団体等

*指導担当者の配置

PC技能習得コース

デュアルシステムコース

作業実務コース

特別支援学校早期訓練コース
〔座学型〕

企業実践コース

特別支援学校早期訓練コース

[委託パターン]

<パターン1>

委託先機関における訓練(2か月・3か月)

*委託料:1名あたり月64,800円上限
※修了生が就職した場合は、1名あたり21,600円

<パターン2> 全体で4か月以内

職業能力付与講習4日間	委託先機関における訓練(1か月~3か月)	職場実習(1か月)
2,160円/日	64,800円/月上限	97,200円/月上限

*金額は1名あたりの委託料
*職場実習は委託先機関と職場実習先企業の間で再委託契約が必要
※修了生が就職した場合は、1名あたり21,600円

<パターン3>

委託先機関における訓練(1か月~3か月)

*委託料:1名あたり月64,800円上限
※修了生が就職した場合は、1名あたり21,600円

<パターン4>

委託先機関における資格取得等訓練(1か月~3か月)

<パターン5>

事業所現場を活用した訓練(1か月~3か月)

*委託料:1名あたり月64,800円上限
中小企業においては:1名あたり月97,200円上限



※金額は全て税込

